

## 「中小企業等経営強化法」に係る 固定資産税(償却資産)課税標準の特例について

中小企業等経営強化法に規定する「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者等が、計画に従って設備を取得した場合、資産を取得した年の翌年度から課税標準の特例が適用されます。特例措置を受けるためには、税務課(天童市役所1階9番窓口)まで、下記掲載の「特例申告に必要な書類」をご提出ください。

### 【対象者】

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主

ただし「みなし大企業<sup>\*</sup>」は、特例適用対象外となります。

※「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する法人です。

- ①同一の大規模の法人(資本金もしくは出資金の額が 1 億円を超える法人または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人を超える法人)に発行済株式または出資の総数の 2 分の 1 以上を所有されている法人。
- ②2以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人

### 【対象資産】

次の要件を全て満たす先端設備等が特例の対象となります。

- (1) 生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること
- (2) 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれること
- (3) 雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明(賃上げ表明)したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得した設備であること
- (4) 下表の要件を満たすもの

対象設備	最低取得価格 (1基、1台あたり)	設備の取得時期
機械装置	160 万円以上	令和7年4月 1日から 令和9年3月31日まで
測定工具及び検査工具	30 万円以上	
器具備品	30 万円以上	
建物附属設備 <sup>*</sup>	60 万円以上	

※家屋と一体となって効用を果たすものを除く

### <注意事項>

※中古資産は該当しませんので、ご注意ください。

※先端設備等については「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。

### 【特例措置】

賃上げ率に応じて軽減率が変わります。

賃上げ率	特例適用期間	特例率
1.5%以上	3年間	1/2(1/2軽減)
3%以上	5年間	1/4(3/4軽減)

### 【特例申告に必要な書類】

- ①中小企業等経営強化法に係る固定資産税(償却資産)課税標準の特例申告書  
(申告書様式は、天童市ホームページからダウンロードできます)
- ②添付書類(全て写しでの提出可能)
  - ・先端設備等導入計画の申請書
  - ・先端設備等導入計画の認定書
  - ・認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書
  - ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

※リース会社が申告する場合は、上記に加えて下記の書類が必要になります。

- ・リース契約書の写し
- ・固定資産税軽減計算書の写し

### 【特例申告書提出時期】

資産取得の翌年1月末までに固定資産税(償却資産)の申告と併せてご提出ください。

### 【根拠法令】

地方税法附則第15条43項

中小企業等経営強化法や先端設備等導入計画の詳細につきましては、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.htm>

当市の導入促進基本計画については、天童市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.tendo.yamagata.jp/busiindust/sangyo/sentansetsubi.html>

### 【お問合せ】

天童市総務部税務課固定資産税係

〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号

TEL 023-654-1111 内線 777、778